

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、 令 第一号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第七条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

財務大臣	加藤 勝信
厚生労働大臣	福岡 資麿
農林水産大臣	江藤 拓
経済産業大臣	武藤 容治
国土交通大臣	中野 洋昌
環境大臣	浅尾慶一郎

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令
の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年農林水産省、経済産業省、令第四号）の一部を次のように改正する。
財務省、厚生労働省、
国土交通省、環境省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(食品廃棄物等の発生の抑制) 第二条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。 一 四 (略) 五 未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食品を十分に入手することができない者に提供する活動のためにまだ食べることができる食品の提供に努めること。 六 (略) 七 食品の製造又は加工を行う食品関連事業者については、次に掲げる措置の実施に努めること。 イ 賞味期限(食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)第一条第一項第八号に規定する賞味期限をいう。ロにおいて同じ。)の表示方法について、年月で表示する等の工夫を行うこと。 ロ 食品の特性に応じて、製造又は加工の日から賞味期限までの期間を延長すること。 八 食品の販売を行う食品関連事業者については、納品期限を緩和すること、発注を早期に行うことその他の取引先の食品関連事業者における食品廃棄物等の発生の抑制の円滑な実施に資する措置の実施に努めること。 九 (略) 2 (略) (情報の提供) 第十条 (略) 2 食品関連事業者は、毎年度、当該年度の前年度における<u>第三条第一項第五号の活動のために提供したまだ食べることができる食品の量、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況</u>についての情報を有価証券報告書、統合報告書等への記載、インターネットの利用その他の方法により提供するよう努めるものとする。	(食品廃棄物等の発生の抑制) 第二条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。 一 四 (略) (新設) 五 (略) (新設) (新設) 六 (略) 2 (略) (情報の提供) 第十条 (略) 2 食品関連事業者は、毎年度、当該年度の前年度における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。